

別記様式(第5条第2項)

(表)

確認書

学校長 宛て

裏面記載の習志野市教育委員会が所有する学習用タブレット端末の利用における重要事項について、確認しました。

年 月 日

所属： 習志野市立 _____ 学校

児童生徒氏名： _____

保護者氏名： _____ (自署)

(裏)

がくしゅうよう たんまつ りよう じゅうようじこう 学 習 用 タ ブ レ ッ ト 端 末 の 利 用 に お け る 重 要 事 項

- 1 タブレット端末は、学校や家庭での学 習 及び学校と家庭との連絡に限り利用します。
- 2 タブレット端末への充 電は、必要に応じて家庭でも 行 います。
- 3 インターネットへのアクセスでは、ルールやマナーを守り、個人情報 報 告の保護、人権擁護、著作権の保護等に十分注意します。トラブルが発生したら、すぐに学校へ連絡します。
- 4 タブレット端末が正 常に使用できなくなった場合は、すぐに学校へ報告します。
- 5 転 出、卒 業等の場合は、タブレット端末及びその付属品（充電器、タッチペン等）を学校に返 却します。
- 6 タブレット端末については、紛失や盗難の被害に遭った場合や、故意若しくは重大な過失があった場合を除き、補償の対 象となります。対象外の場合は、対応について学校（担任もしくは教 頭）に相談してください。
- 7 タブレット端末で利用した有 料サイトの利用料、アプリケーションの課金、学校外でタブレット端末を利用した場合の通信費等利用者が行 った行為によって発生した費用は、御家庭での負担となります。